

地域包括ケア団地モデル検討会議開催要領

(目的)

第1条 昭和40年代以降整備された団地では、特に高齢化が進行し、居住者の孤立化も顕著であることから、県内全域で地域包括ケアシステムを構築するためには、団地に着目した地域包括ケアシステムのモデルが必要である。本県における新たな地域包括ケア団地モデルについて検討することを目的として、地域包括ケア団地モデル検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、高蔵寺ニュータウン石尾台地区及び高森台地区を対象地域とした地域包括ケア団地モデルのあり方について検討し、構想をとりまとめる。

(組織)

第3条 検討会議の座長及び委員は、別表に掲げる者とする。

2 座長は検討会議を統括し、会議の進行にあたる。

(委員の任期)

第4条 委員は、構想の取りまとめによりその任期を終了する。

(会議)

第5条 検討会議は、愛知県健康福祉部長が招集する。

(委員の代理者)

第6条 愛知県健康福祉部長は、委員が検討会議に出席できない場合に、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合、委員は事前に愛知県健康福祉部長に代理者の氏名等を届け出なければならない。

(会議等の公開)

第7条 検討会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、懇談会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録の内容については検討会議の座長の確認を得るものとする。

4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(意見聴取)

第8条 検討会議は、必要に応じて委員以外の者に、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 検討会議の庶務は、愛知県健康福祉部医療福祉計画課地域包括ケア推進室が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月9日から施行する。

(別表)

地域包括ケア団地モデル検討会議委員名簿

五十音順・敬称略

加藤 鋤明	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会地域活動支援課長
川口 剛	一般社団法人春日井市歯科医師会副会長
○葛谷 雅文	名古屋大学大学院医学系研究科教授
児玉 善郎	日本福祉大学社会福祉学部長
柴山 漢人	あさひが丘ホスピタル名誉院長
高木 洋一	石尾台町内会自治会協議会会長
田川 佳代子	愛知県立大学教育福祉学部教授
竹内 大輔	独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部長
田島 正孝	田島クリニック院長
丹波 ちひろ	訪問看護ステーション太陽・高蔵寺管理者
塚本 知男	一般社団法人春日井市薬剤師会会長
野田 正治	公益社団法人愛知県医師会理事
服部 敦	中部大学工学部都市建設工学科教授
廣野 誠	一般社団法人春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会副会長
福井 雅子	一般社団法人春日井市医師会会長
三浦 幸栄	東高森台小学校区町内会・自治会地域連絡会
水野 雄也	地域包括支援センター春緑苑
宮澤 勝弘	春日井市健康福祉部長
森長 節子	特定非営利活動法人ワーカーズかすがい理事長
山田 真平	春日井商工会議所理事・事務局長
○座長	